

## 審査の結果の要旨

氏 名 朴 玟 貞

本研究は、ハンセン病を制圧したにもかかわらず全国に14カ所ものハンセン病療養所が残されている日本の特異な状況をふまえ、隔離政策施行以降、110年以上にわたり存続している現状について、建築学の側面から考察を行ったものである。国内14カ所の療養所の中から、初の国立療養所である長島愛生園を対象に、入所者の生活の中心的役割を担ってきた住宅建築、とりわけ「十坪住宅」の変遷を通して、ハンセン病療養所が、患者を社会から隔離する収容の場から入所者の主体的な生活の場へと移行する過程をたどり、限られた条件の中においても常にしたたかに日常を営んできた入所者の能動的な活動を明らかにしている。

1章は、序論である。ハンセン病患者の対応における居住環境的側面に関するこれまでの言論に関するレビューを行い、ハンセン病に関わる医学、哲学、福祉学、社会学等における概念整理を行い、日本における同課題の特殊性を明らかにするとともに、本研究の視座を示している。

2章では、医学の発展と社会情勢の変化に対する日本と諸外国の政策の違いと各状況における患者の療養施設の変化について考察されている。日本では、医学面においても政策面においても常に海外の動向を注視し、情報を取り入れていたにもかかわらず、感染対策において諸外国とは異なる選択をしたことが明らかにした。もともとハンセン病を感染症として認知していなかった日本では、自ら隠れて暮らすことはあっても行動に制約を受けることはなかったが、隔離政策の施行により、患者は排除の対象とみられるようになったとし、救貧施設に起源を持ち、浮浪患者を対象としていた初期の公立療養所から、隔離政策が強化されるにつれ収容施設化していった過程を明らかにしている。

3章は、長島愛生園と十坪住宅に注目し、その役割と影響について述べている。長島愛生園は、東京養育院に始まり全生病院を経て長島愛生園に着任した光田健輔が、長年の調査と経験を通して国内外の療養施設を渉猟した上で導き出した日本特有の施設形態であったことを明らかにした。一方、十坪住宅は、不足する患者住宅を民間の寄付によって補おうとした試みで、入所者自らの労力で

建設することによって建設費用を節約し、一人でも多くの入所希望者を受け入れ、夫婦での安定的な療養生活を送れる理想的な住宅であり、患者自らが入所を決意することを促し、一般市民に向けては、療養所こそが患者にとって最適な環境であることを訴える広告塔の役割を果たしたと分析している。その反面、入居条件として男性入所者に断種手術が求められるなど、多くの入所者が十坪住宅での理想の療養生活と引き換えに大きな代償を払うこととなった原因であるとし、終生隔離を通して日本からハンセン病を根絶させることを目標としていた光田健輔にとっては、優生政策を実現する手段でもあったとの見解を示している。

4章では、愛生園が収容の場から生活の場へと移行していく過程について住宅建築の変遷をもとに分析している。愛生園が拡大、縮小する様子を地区の特徴とともに分析するとともに、各年の居住施設の建築行為を通して、十坪住宅建設期(1932-1944)、第1次建替え期(1960-1970)、第2次建替え期(1977-1995)、介護棟の整備期(2000-2018)の4つの時代に区分し、各時代の特徴を明らかにしている。その結果、医療施設から居住施設へのシフトする過程には、療養所に入所者を引き留めようとした行政、偏見や差別による社会復帰の遅れ、組織化した入所者運動の3つの要因が影響しているとし、療養所に住み続けざるを得なくなった入所者が、そうした背景の中で居住環境改善を追求し続けた結果、次第に収容の場から生活の場へと転換していったと考察している。

5章では、建物ではなく入所者の居住歴調査を通して、限られた選択肢の中から選ばざるを得ない生活を強いられながらも、最善の策を模索してきた入所者の暮らしぶりを明らかにしている。歴史に記録されている大きな活動だけでなく、個人による日々の小さな決断と行動もまた生活の場としての日常の獲得につながったとし、療養所を取り巻く大きな環境の変化の中で、入所者自身が自己に対する認識を、不治の病にかかった患者から、患者であり生活者、治る病気の療養者であり生活者、社会復帰を目指す回復者、後遺症を持つ回復者、後遺症を持つ高齢者へと再定義しながら、日々の生活に臨んできた努力の結果であると分析している。

以上のことから、諸外国との比較を通して日本のハンセン病政策と療養環境の独自性を明らかにした点、その中において長島愛生園と十坪住宅が果たした役割に注目した点が評価できる。また、今まで確認されていなかった史料の収集を通して愛生園の入所者住宅の変容を明らかにし、日常生活や世代別生活様式の側面から入所者の生活像に迫るインタビュー調査を実施するなど、研究方法にも工夫が見られる。よって本論文は博士(工学)の学位請求論文として合格と認められる。